

みなし共同事業

同一家屋内で特殊関係者が事業を行っている場合には、その特殊関係者の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

(1) みなし共同事業の趣旨

事業主が次頁の「(2) 特殊関係者の範囲」に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係を有する者）と同一家屋内（※）において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は特殊関係を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります。[法701の32(2)・通知第9章3(4)ウ]

この場合、特殊関係を有する者の免税点については、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。従って免税点の判定について自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係を有する場合には免税点を超えることがありますので注意してください。

[令56の75(2)]

なお、課税標準は単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

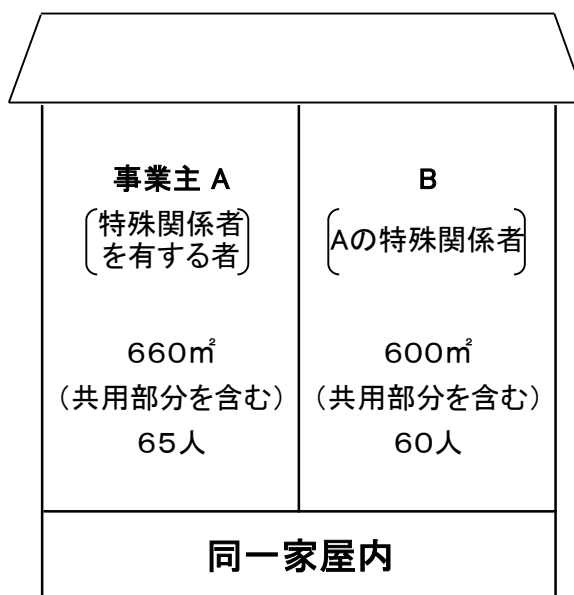
[令56の51(2)]

このように特殊関係を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

※「同一家屋」とは、原則として固定資産税上1棟の家屋として扱われるものをいい、別棟の建物は同一家屋とはみなしません。

(例)

右の事例の場合、事業主Aの免税点の判定は、共同事業とみなされる特殊関係者Bの事業の事業所床面積・従業者数を合算して行います。
この結果、Aの免税点判定における事業所床面積は1,260㎡、従業者数は125人となり、資産割・従業者割とも免税点を越えることとなります。
なお、課税標準には特殊関係者Bの分は含めませんので、Aの課税標準は、資産割は660㎡、従業者割は65人の給与総額となります。



※市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられた場合など、共同事業とみなされない場合があります。(⇒P36 みなし共同事業の除外要件)

(2) 特殊関係者の範囲

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、自社の親会社が同一である他の子会社などが該当します。

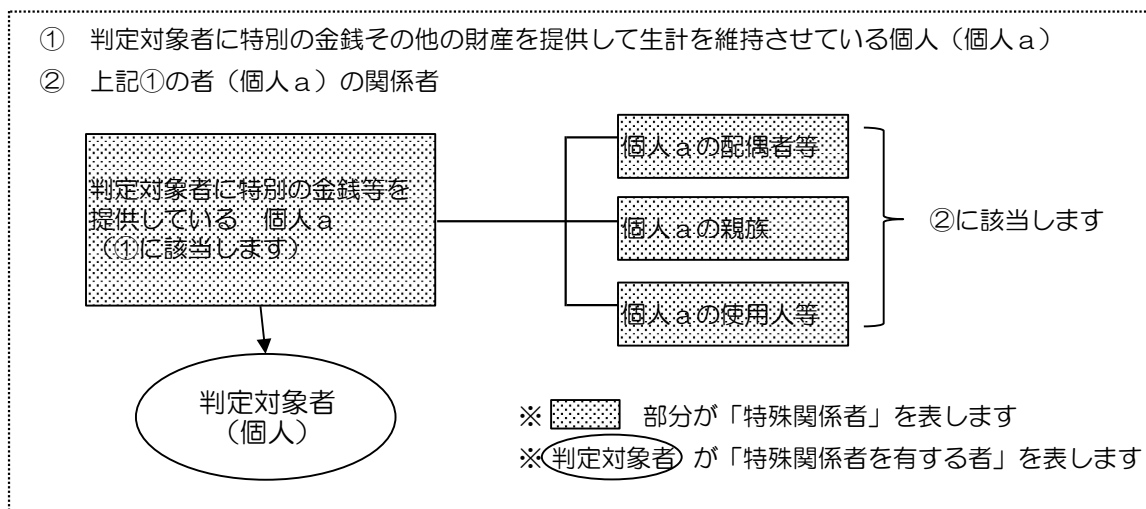
「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

事業を行う者（納税義務者）の配偶者、親族、その他の関係のある個人並びに法人税法に規定する同族会社（非同族の同族会社〔※注〕を含む。）のうち当該事業者に係る一定のものを「特殊関係者」といいます。

また、「特殊関係者を有する者」とは、上記の特殊関係者に該当する者を有する個人又は法人の事業者のことをいい、実際に申告を行う納税義務者となります。

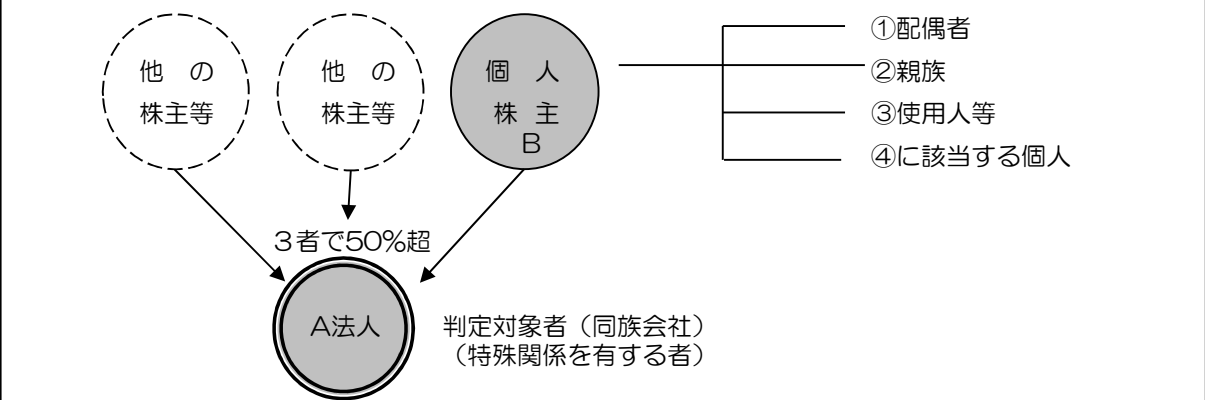
なお、事業所税における「特殊関係者」の範囲は以下の①～⑦のいずれかに該当するものとなります〔法701の32(2)、令56の21(1)〕

- ① 「特殊関係者を有する者」であるかどうかの判定をすべき者（以下、「判定対象者」とします。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族（※）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
※「親族」とは、配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族が該当します。（民法第725条）
- ③ ①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭（※）その他の財産により生計を維持しているもの
※「特別な金銭」とは、給料、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく、又はゆえなく対価以上に受ける金銭をいいます。
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除きます。）及びその者と①から③のいずれかに該当する関係がある個人
具体的には、次に掲げる個人をいいます。



〔注〕 同族会社のうちでも、非同族会社を同族判定基礎株主に含めて判定したことにより同族判定となった場合（非同族の同族会社）についても、ここでいう同族会社に該当します。

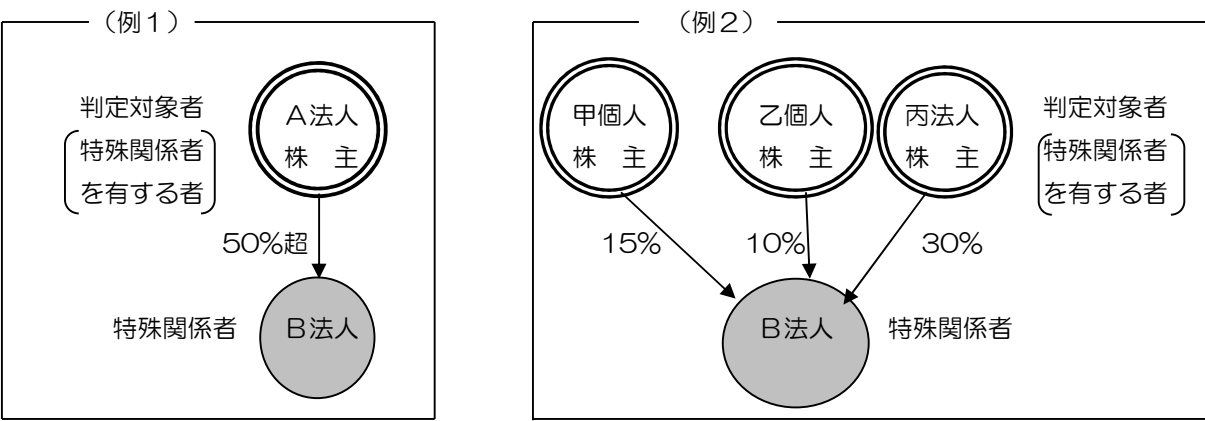
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人（下図のB）及びその者と前記①から④までの一に該当する関係がある個人[令56の21（1）⑤]
（例）



<参考> 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。※他の株主等については省略

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A法人	A法人	令56の21 (1)⑤	個人株主B、①、②、③、④
個人株主B	個人株主B	令56の21 (1)①	①
		令56の21 (1)②	②
		令56の21 (1)③	③
		令56の21 (1)④	④
		令56の21 (1)⑥	A法人

- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社[令56の21（1）⑥]

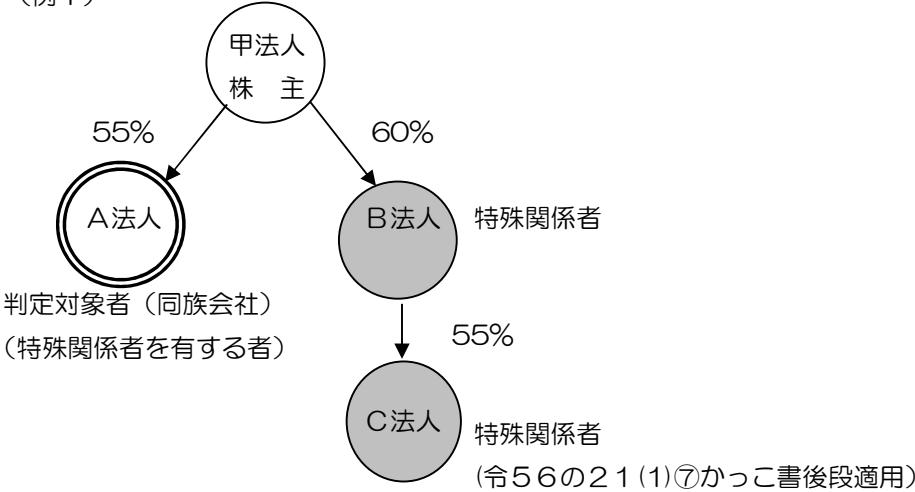


<参考> 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

	判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
例 1	A 法人	A 法人	令56の21 (1)⑥	B 法人
	B 法人	—	—	—
例 2	甲個人	甲個人	令56の21 (1)⑥	B 法人
	乙個人	乙個人		
	丙法人	丙法人		
	B 法人	B 法人	令56の21 (1)⑤	甲個人、乙個人

⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社〔注〕〔令56の21(1)⑦〕

（例1）



＜判定対象者をA法人とした場合＞

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→C法人

甲法人を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（B法人）も判定の基礎に含めて判定を行います。その結果、B法人を判定の基礎として同族会社（B法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

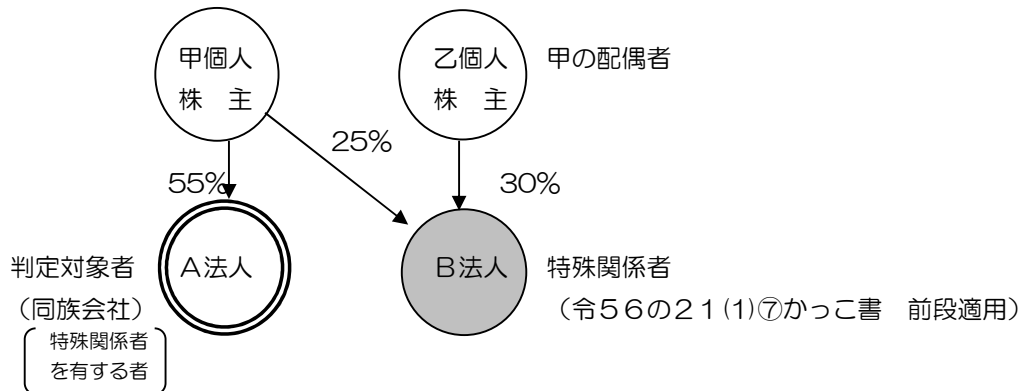
（令第56条の21第1項第7号かっこ書による）

＜参考＞上記以外の出資関係が無い場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A法人	A法人	令56の21 (1)⑦	B法人、C法人
B法人	B法人	令56の21 (1)⑥	C法人
		令56の21 (1)⑦	A法人
C法人	—	—	—
甲法人	甲法人	令56の21 (1)⑥	A法人、B法人

〔注〕 「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎になる者とする、その株主等が他の同族会社の株式の50%超を保有していることをいいます。

(例2)



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人と特殊の関係にある乙個人を判定の基礎として同族会社（甲、乙で株式の50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→甲個人（令第56条の21第1項第5号該当）

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である個人

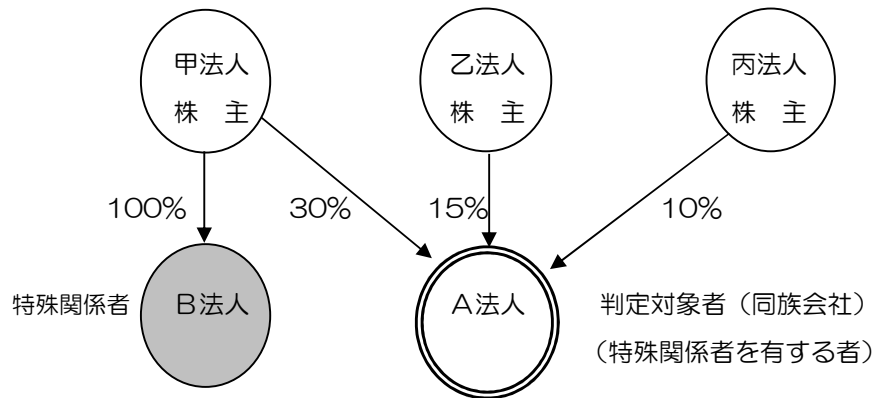
特殊関係者→乙個人（令第56条の21第1項第5号該当）

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人の配偶者

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特 殊 関 係 者	
A法人	A法人	令56の21(1)⑤	甲個人、乙個人
		令56の21(1)⑦	B法人
B法人	B法人	令56の21(1)⑤	甲個人、乙個人
		令56の21(1)⑦	A法人
甲個人	甲個人	令56の21(1)①	乙個人
		令56の21(1)⑥	A法人、B法人
乙個人	乙個人	令56の21(1)①	甲個人
		令56の21(1)⑥	B法人

（例３）一方のみ特殊関係者となる場合



＜判定対象者をA法人とした場合＞

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

＊ B法人を判定対象者としたときは、特殊関係者は存在しません。（B法人の同族会社判定の基礎となった株主は甲法人のみであり、甲法人単独で株式50%超を保有する他の法人がないため。）

＜参考＞上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特 殊 関 係 者	
A法人	A法人	令56の21(1)⑦	B法人
B法人	—	—	—
甲法人	甲法人	令56の21(1)⑥	A法人、B法人
乙法人	乙法人	令56の21(1)⑥	A法人
丙法人	丙法人		

(3) 同族会社の判定

同族会社とは、法人税法に規定する同族会社のことであり、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人で50%を超える発行済株式数や出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）を有している会社などをいいます。

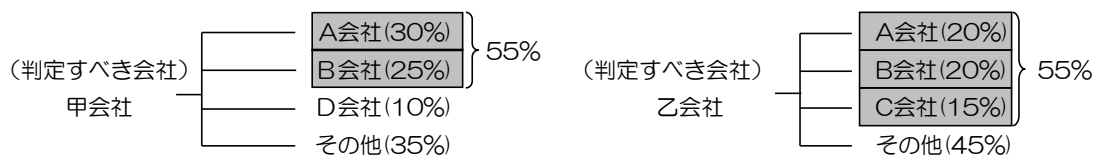
具体的には、法人税申告書別表2「同族会社等の判定に関する明細書」において特定同族会社又は同族会社に判定される会社のことをいいます。

以下、便宜上「株式会社」を例にとって説明します。

ここに「特殊関係のある個人及び法人」とは、法人税法施行令第4条に掲げる同族関係者のことをいい、同族会社であるか否かはその会社の株主等の一人と当該株主等の同族会社を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ3個の所有する株式の総数が、その会社の発行済株式の総数の50%を超えるか否かによって判定することとなります。

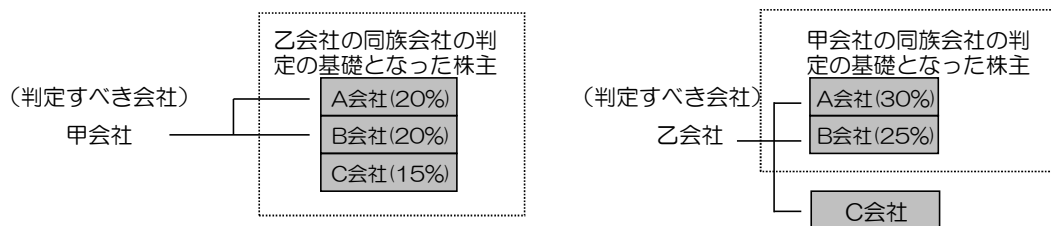
なお、3個の株主グループのうち第1順位及び第2順位の株主グループの所有する株式の総数がその会社の発行済株式の総数の50%を超える場合の第3順位の株主グループ、若しくは第1順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の50%を超える場合の第2順位及び第3順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には、関与しなかったものとされます。

＜事例3＞ ※ 同族会社であるかの判定をすべき会社の株主に、その判定をする会社の株式（自己株式）を有する会社がないものとしての事例です。



この事例では簡略化のため同族関係者はないものとして考えます。この場合、甲会社、乙会社はいずれも同族会社に該当し、 部分の株主が同族会社の判定の基礎となった株主に該当します。

ここで試みに甲会社と乙会社の同族会社の判定の基礎となった株主を入れ替えてみます。



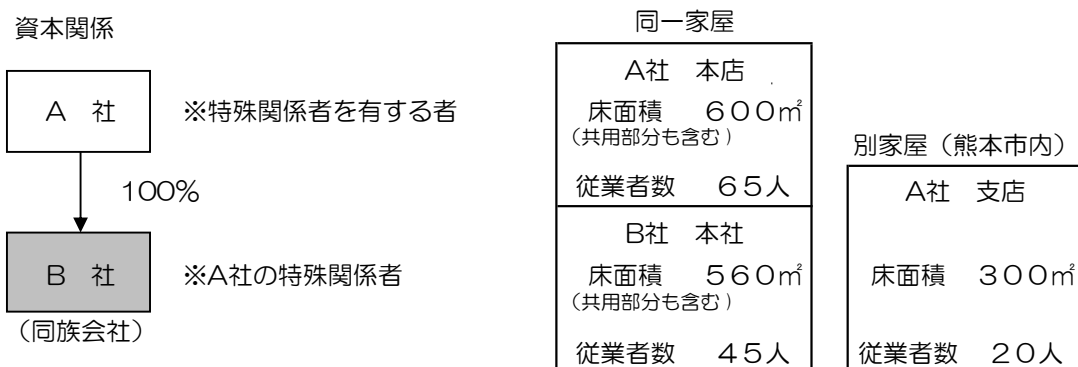
この事例において甲会社は乙会社の判定の基礎となった株主の一部（3社のうち2社）であるA会社、B会社を判定の基礎として同族会社に該当するため乙会社の特殊関係者となりますが、乙会社は甲会社の判定の基礎となった株主以外の株主であるC会社を判定の基礎に含むため甲会社の特殊関係者とはなりません。

(4) みなし共同事業の免税点の判定と課税標準

特殊関係者を有することにより、事業がある場合（特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者の事業所等と同一家屋に存する特殊関係者の事業所等がある場合）における免税点の判定方法と課税標準は次のとおりです。[令56の75（2）]

特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして取り扱われ、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事業所床面積又は従業者とを合算して行います。

（例）



<免税点の判定>

A社について

資産割 $600\text{㎡} + 560\text{㎡}$ （みなし共同事業分） $+ 300\text{㎡}$ （支店） $= 1,460\text{㎡}$ （免税点超）

従業者割 $65\text{人} + 45\text{人}$ （みなし共同事業分） $+ 20\text{人}$ （支店） $= 130\text{人}$ （免税点超）

B社について

資産割 560㎡（免税点以下）

従業者割 45人（免税点以下）

上記のように市内に他の自己の事業所がある場合は、その床面積や従業者数も合算して免税点の判定を行います。

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされた事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準の算定においては、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税の対象となります。

(5) みなし共同事業の除外要件

同族会社等の特殊関係者を有する者が当該特殊関係者と同一家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされますが、次のような場合は、みなし共同事業の適用が除外されます。
[令56の21(2)]

- ・同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合。（例：都市開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居する場合など）
- ・みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合。